

## 海老名市発行物発行承認要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が統一的なPR活動を実施するため、市が作成する発行物の発行の承認について必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要綱において対象とする発行物とは、市が発行する紙媒体で次の各号に定めるもの（以下「発行物」という。）とする。

- (1) 冊子
- (2) パンフレット
- (3) リーフレット
- (4) ポスター
- (5) チラシ（発行部数 5,000 部以上）
- (6) その他デザイン性があり多数の者の目に触れるもの

### (申請)

第3条 発行物の所管課等の長（シティプロモーション所管課長を除く。以下「申請者」という。）は、発行物を発行しようとするときは、事前に海老名市発行物発行承認申請書（第1号様式）によりシティプロモーション所管課長に申請し、承認を得なければならない。

### (承認)

第4条 シティプロモーション所管課長は、前条の規定による申請があった場合は、次の各号に該当するときを除いて承認するものとする。この場合において、市の統一的PRのため、申請された原稿に対し修正の要請ができるものとする。

- (1) 海老名市プロモーションマーク又は海老名市統一スローガン「住みたい住み続けたいまち 海老名」の記載がないとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 市の品位を著しく損なうおそれがあるとき。
- (4) シティプロモーション所管課長がPRの観点から妥当であると判断できないとき。

2 シティプロモーション所管課長は前項の規定により承認するときは、海老名市発行物発行承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (発行物の提出)

第5条 承認を受けた申請者は、発行した発行物を1部シティプロモーション所管課長に提出しなければならない。

### (市ホームページへの掲載)

第6条 承認を受けた申請者は、承認された発行物の電子データを市のホームページ上に掲載しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に作成済みの発行物については、この要綱は適用しない。